

# 令和元年度障がい者虐待防止等研修 県・市町村障がい者虐待防止関係職員等のための研修会 ～障がい者虐待の防止と対応の基本を改めて確認する～

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されてから7年が経ち、県民や事業所等に法律の趣旨の浸透は進んでいるものの、まだ充分とはいえない状況にあるのではないのでしょうか。

今回の研修では、法律の趣旨を改めて確認し、過去の事案を共有することなどにより、障害者虐待の通報・相談への対応、虐待の判断、その後の関係機関との連携や指導、支援等について、障がい者の権利擁護を行う行政機関として取るべき視点、行うべきことを学びます。

## ◆ [ 研修対象者 ]

障がい者権利擁護センター・障がい者虐待防止センター等の県・市町村職員、相談支援事業所、とっとり東部権利擁護支援センター、成年後見ネットワーク倉吉、権利擁護ネットワークほうきの職員

## ◆ [開催日時及び会場]

令和元年10月17日(木)13:30～16:30

倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

(倉吉未来中心に隣接した建物です。1階には倉吉市立図書館があります)

## ◆ [研修内容]

13:30～14:00 [講義]

『鳥取県の現状と県・市町村等関係機関の責務』  
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
障がい福祉サービス担当 係長 長見 崇亮 氏

14:00～14:10 休憩

14:10～15:10 [事例発表]

『体験に基づいた障がい者虐待への実際の流れ』  
①養護者による虐待事案への対応と支援  
鳥取市 福祉部障がい福祉課 主査 守部 裕子 氏  
②養護者からの虐待事案を例として  
江府町 福祉保健課 主幹 福井 修一 氏

15:10～15:20 休憩

15:20～16:30 [演習]

『事例に基づいた演習により、障がい者虐待への対応手法を学ぶ』  
総合司会 琴浦町 福祉あんしん課 係長 中井 圭子 氏

県・市町村職員  
相談支援事業所  
職員といった相  
談窓口職員向け  
の研修です。

◆ [申込方法] 鳥取県社会福祉士会ホームページの「研修受講申し込みフォーム」より令和元年10月7日(月)までにお申し込みください。

## 【お申し込み・お問い合わせ先】

鳥取県社会福祉士会事務局 〒689-0201 鳥取市伏野1729-5(県立福祉人材研修センター内)

TEL:0857-30-6308 / FAX:0857-30-6309